Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成25年5月20日土地・建設産業局地籍整備課

## 平成25年度地籍整備推進調査費補助金の募集開始 ~ 民間事業者等への直接交付制度が創設されました~

本日、平成25年度地籍整備推進調査費補助金(民間事業者等直接交付分)について、補助金 交付を希望する民間事業者等の募集を開始しますので、お知らせします。

## 1. 事業の概要

土地の境界等を明確にする<u>地籍調査の進捗率</u>は、平成23年度末現在、50%にとどまり、<u>特に都市部(DID地区)では22%と進捗が遅れ</u>ています。一方、都市部を中心に行われている開発事業等による<u>地籍調査以外の測量成果については、国土調査法第19条第5項の国土交通大臣指定を受ければ、地籍調査と同等</u>のものとして扱われ、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害からの復旧・復興やまちづくりの迅速化などが図られます。

国土交通省では、<u>地方公共団体や民間事業者等が国土調査法第19条第5項指定申請等を通じて</u> <u>測量成果を地籍情報として整備しようとする際に、必要な経費を補助</u>する、地籍整備推進調査費補助金制度を設けています。これまで民間事業者等が補助を受ける場合には、地方公共団体が補助制度を設けている必要があり、普及への支障となっていました。

そこで<u>平成 25 年度から制度を拡充し、地方公共団体が補助制度を設けていなくても、国が測量</u> 経費の 1/3 以内を直接交付することが可能となりました。

この度、補助金交付を希望する民間事業者等の募集を開始するものです。

## 2. 今後の日程

平成25年5月20日(月) 募集開始

平成25年6月28日(金) 募集締切(応募受付期間中であっても募集を終了する場合があります)

平成25年7~8月 助成対象の選定

平成25年8月~ 測量(地籍整備推進調査)の実施

## 3. 募集要領

資料1のとおり

☆応募申請書は、以下のホームページよりダウンロードできます。

http://www.chiseki.go.jp/info/hojokin.html

〈問い合わせ先〉

土地・建設産業局地籍整備課

課長補佐 松本 (内線 30-516) 係長 望月 (内線 30-525)

(代) 03-5253-8111 (直) 03-5253-8384 (FAX) 03-5253-1580